

注意事項

必ずお読み下さい

- ①申請書を受理した後は、いかなる理由があっても手数料はお返ししません。(ただし、締切後1週間以内は可)
- ②申請書受理後、免除資格のあることが判明しても試験の免除はできませんので十分ご注意下さい。
- ③同時に2つ以上の検定職種(作業)の受検申請は原則としてできません。
- ④設備の都合上受検人員を調整することがあります。又受検者が少ない検定職種(作業)については、実技試験を実施しないことがあります。(その場合、受検手数料は返還いたします。)
- ⑤受検票は6月末日までに発送を完了する予定にしております。もし7月6日になっても受検票が届かない場合は必ずご連絡ください。
下記の検定職種(作業)の実技試験は6月又は7月初旬に実施する予定にしておりますので、5月末日までに受検票が届かない場合は至急ご連絡ください。
 - ・射出成形作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
 - ・築炉作業 ・溶融ペイントハンドマーカール作業
- ⑥職種(作業)によって、「ガス溶接作業主任者免許証」「ガス溶接技能講習修了証」及び「安全・衛生特別教育修了証」を携帯していないと実技試験を受検できないのでご注意ください。(詳しくは13～18ページ参照のこと)
- ⑦体が不自由等で受検にあたって特別な配慮をする必要がある方は、申請時に申し出てください。
- ⑧試験基準、合格基準、試験概要、実技試験の採点項目及び配点、学科試験に適用される法令・規格等については、当協会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
- ⑨事前講習会については、関係団体等で実施されている職種もありますので、お問い合わせ下さい。
- ⑩機械加工職種及び非接触除去加工職種(旧放電加工職種)を受検される方は、機械の制限等がありますので受検申請前にあらかじめ当協会にお問い合わせ下さい。
- ⑪射出成形作業及び電気めっき作業の実技試験は試験場の都合により定員に制限があるため、受検申請前にあらかじめ当協会にお問い合わせ下さい。
- ⑫鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業の実技試験については設備の都合により、対応人数を超えた場合は受付を終了させていただくこともあります。
- ⑬産業車両整備作業の実技試験は設備等の都合により受検人数を制限する場合があります。受検人員の制限を行う場合は、抽選にて受検者を決定します。なお、抽選にあたっては、九州在住・在職者を優先し当選とします。抽選の結果落選となった場合は、実技試験の受検申請を取り下げた後、受検手数料を返還します。
- ⑭インフレーション成形作業の実技試験は他県で実施する予定です。